
4 5 3 4. 輸入便情報照会（AWB）

業務コード	業務名
I M F 1 1	輸入便情報照会（AWB）

1. 業務概要

「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務、「AWB情報訂正（CAW）」業務（以下、AWB情報登録業務という。）、「貨物確認情報登録（PKG）」業務または「貨物確認情報訂正（CPK）」業務により登録された到着便単位のAWB情報、仮陸揚貨物、不突合貨物、貨物到着前輸入申告扱いの貨物または到着即時輸入申告扱いの予備申告がされたAWB情報の照会を行う。

なお、「AWB予備情報登録（AAW）」業務により登録された到着便単位のAWB予備情報の照会も可能である。

また、AWB情報及び貨物確認情報の終了状況の照会も可能である。

2. 入力者

税関、航空会社、保税蔵置場

3. 制限事項

1業務で処理可能なAWB件数は最大50件とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

（A）共通チェック

システムに登録されている利用者であること。

（B）AWB情報照会、不突合貨物照会、貨物到着前輸入申告扱いの貨物または到着即時輸入申告扱いの予備申告貨物照会の場合

（a）入力者は税関、航空会社または保税蔵置場であること。

（b）入力者が航空会社の場合は、AWB情報登録業務を行った利用者と同一である、または照会可能な旨がシステムに登録されていること。

（c）入力者が保税蔵置場の場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。

①PKG業務を行った利用者と同一または照会可能な旨がシステムに登録されていること。

②ULD収容の他空港向一括保税運送貨物として登録されているAWBが存在する場合は、運送先の保税蔵置場であること。

（C）AWB予備情報照会の場合

①入力者は税関または航空会社であること。

②入力者が航空会社の場合は、AAW業務を行った利用者と同一である、または照会可能な旨がシステムに登録されていること。

（D）仮陸揚貨物照会の場合

①入力者は税関または航空会社であること。

②入力者が航空会社の場合は、AWB情報登録業務を行った利用者と同一である、または照会可能な旨がシステムに登録されていること。

（E）AWB情報及び貨物確認情報の終了状況照会の場合

（a）入力者は航空会社または保税蔵置場であること。

- (b) 入力者が航空会社の場合は、AWB情報登録業務を行った利用者と同一である、または照会可能な旨がシステムに登録されていること。
- (c) 入力者が保税蔵置場の場合は、PKG業務を行った利用者と同一または照会可能な旨がシステムに登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入便情報DBチェック

- ①入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報DBに存在すること。
- ②後述のAWB情報抽出処理において、抽出対象となるAWB情報が1件以上存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧+」を参照。)

(2) AWB情報抽出処理

輸入便情報DBまたは輸入貨物情報DBより、以下の条件に該当するAWB情報を抽出する。

なお、1回で抽出するAWB情報は最大50件とし、50件を超える場合は、入力された条件により、輸入便情報照会(AWB)を行い、正常処理された場合に次の50件を抽出する。

- ①照会区分に「スペース」(AWB情報照会)が入力された場合は、輸入便情報DBに登録されているAWB情報登録業務、PKG業務またはCPK業務が実施されているAWB情報を抽出する。
- ②照会区分に「Y」(AWB予備情報)が入力された場合は、輸入便情報DBに登録されているAWB予備情報を抽出する。
- ③照会区分に「D」(不突合貨物照会)が入力された場合は、輸入便情報DBに不突合または未突合の旨が登録されているAWB情報を抽出する。
- ④照会区分に「K」(仮陸揚貨物照会)が入力された場合は、輸入便情報DBに仮陸揚貨物または機移し貨物の旨が登録されているAWB情報を抽出する。
- ⑤照会区分に「J」(貨物到着前輸入申告扱いの貨物照会)が入力された場合は、輸入便情報DBに貨物到着前輸入申告扱いの予備申告(J申告)または貨物到着前輸入申告扱いの輸入(引取)申告の旨が登録されているAWB情報を抽出する。
- ⑥照会区分に「U」(到着即時輸入申告扱いの予備申告貨物照会(税関空港で引き取る貨物)(U申告))が入力された場合は、輸入便情報DBに到着即時輸入申告扱いの予備申告貨物(税関空港で引き取る貨物)(U申告)の旨が登録されているAWB情報を抽出する。
- ⑦照会区分に「S」(到着即時輸入申告扱いの予備申告貨物照会(航空貨物の集積場所で引き取る貨物)(S申告))が入力された場合は、輸入便情報DBに到着即時輸入申告扱いの予備申告貨物(航空貨物の集積場所で引き取る貨物)(S申告)の旨が登録されているAWB情報を抽出する。
- ⑧照会区分に「A」(貨物到着前輸入申告扱いの貨物または到着即時輸入申告扱いの予備申告貨物照会(税関空港で引き取る貨物または航空貨物の集積場所で引き取る貨物)(U申告またはS申告))が入力さ

れた場合は、輸入便情報DBに貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）、貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告または到着即時輸入申告扱いの予備申告貨物（税関空港で引き取る貨物または航空貨物の集積場所で引き取る貨物）（U申告またはS申告）の旨が登録されているAWB情報を抽出する。

⑨処理区分に「E」（AWB情報及び貨物確認情報終了状況照会）が入力された場合は、輸入便情報DBに登録されているAWB情報終了入力状況及び貨物確認情報終了入力状況を出力する。

⑩保税蔵置場が入力された場合は、入力された保税蔵置場に取り卸されているAWB情報を抽出する。

⑪入力者が保税蔵置場の場合は、入力者の管理する保税蔵置場に取り卸されているAWB情報及びAWB情報登録業務のみ実施されているAWB情報を抽出する。

（3）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（4）注意喚起メッセージ出力処理

抽出対象となるAWB情報が50件を超える場合は、注意喚起メッセージとして出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
輸入便情報照会（AWB）情報	以下のいずれかの条件を満たすとき、出力する （1）入力された処理区分が「E」でない （2）エラーとなった	入力者
AWB情報及び貨物確認情報終了状況照会情報	入力された処理区分が「E」の場合	入力者